

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は東通村税務課窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。

お問い合わせ先：東通村 税務課 後期高齢者医療担当 ☎0175-33-2134

2 かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

いつも診察してもらう「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言をしてもらえたり、必要に応じて専門の医療機関を紹介してもらえたりするので安心です。

また、普段から何でも相談できる「かかりつけ薬局」があると、複数の医療機関の処方を確認して、飲み合わせが悪くないかをチェックしてもらえます。

複数の「お薬手帳」を持っている場合は、薬局で1冊にまとめてもらいましょう。

3 2割負担の配慮措置制度の終了と高額療養費制度の上限額変更のお知らせ

2割負担の配慮措置制度は、令和7年9月30日をもって終了します。これに伴い、高額療養費制度における2割負担の方については、令和7年10月1日からの外来診療の自己負担限度額が、18,000円に変更となります。一部の方は、医療費の自己負担額がこれまでより高額になる場合がございますが、あらかじめご了承ください。

詳細については、東通村または青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）までお問い合わせください。

また、制度改正事項全般に関する問い合わせについては、フリーダイヤル☎0120-117-571

受付期間：令和7年7月1日～令和8年3月31日 受付時間：9：00～18：00 日・祝・年末年始を除く）までお問い合わせください。

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場の国民年金担当窓口（住民課住民グループ）で手続きをしてください。申請書は窓口には備え付けてあります。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

役場の国民年金担当窓口（住民課住民グループ）で手続きをしてください。申請書は窓口には備え付けてあります。

マイナポータルを利用した国民年金関係の電子申請について

国民年金の下記の手続きは、マイナポータルを利用して電子申請ができます。詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

電子申請可能な申請書等

- ・国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- ・付加保険料納付（辞退）申出
- ・付加保険料納付該当（非該当）届出
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ・学生納付特例申請
- ・産前産後免除該当届
- ・口座振替納付（変更）申出 兼 還付金振込方法（変更）申出
- ・口座振替辞退申出

国民年金のご相談・お手続きについては、むつ年金事務所（☎0175-22-4947）、または東通村住民課住民グループ（☎0175-33-2135）までお問い合わせください。